

広告景観形成地区における地区基本方針の変更及び 屋外広告物条例施行規則（別表第 4）の改正について

1 概要

本県では、屋外広告物による地域の景観の形成を図るため、大井町酒匂縦貫道路沿道及び大山バイパス周辺の 2 地区を「広告景観形成地区」として指定し、それぞれの地区基本方針に基づき独自の許可基準を定めることによって、各地区の街並みに合った広告物の誘導や規制を行っている。

昨年度、本県では屋外広告物の種類に応じた基準を定めている神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第 3 の改正を行い、本年 4 月 1 日から施行しているが、今般、この改正に対応して、
広告景観形成地区の 2 地区における地区基本方針の変更を行うこととしたい。

なお、関係市町に地区基本方針の変更案について意見照会を行った結果、意見なしとの回答を得ており、関係住民・事業者からも意見募集を行ったが特に意見は挙がらなかった。

また、地区基本方針の変更に伴い、広告景観形成地区内の屋外広告物の種類に応じた基準を定めている同規則別表第 4 についても改正を行うこととする。

2 主な改正内容

④ 地区基本方針・規則別表第 4 の改正のポイント

【大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区】

- ・ 広告物の種類等のうち「電車、自動車等の外面を利用するもの」について、当該地区内には鉄道の新線開業や延伸の予定は元々ないことから、今回の改正で電車の記述を削除。
- ・ 規則別表第 3 の改正に伴い、「広告塔及び広告板に類するもの」の基準から、「なるべく」というあいまい表現を含む規定を削除。

【大山バイパス周辺広告景観形成地区】

- ・ 規則別表第 3 の改正に伴い、路線バスの車体利用広告について、表示面積の合計が 4.2㎡を
超えなくてもラッピング広告を掲出できるよう基準を一部緩和。

(1) 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区

ア 別表「電車、自動車等の外面を利用するもの」の基準の一部改正

規則別表第 3 の改正では、電車・路線バスのラッピング広告（車体にあらかじめ印刷したフィルムを貼り付けるもの）の基準を一部緩和したが、当該地区については、知事が指定する走行禁止地区に指定されているため、従来からラッピング広告の掲出はできず、ラッピング広告以外による通常の広告の掲出のみ可能とされている。

したがって、規則別表第 3 の改正に伴う同地区の基準の内容自体に変更は生じないが、今回、改正した別表第 3 に合わせた表現にする。

また、当該地区の基準制定時には、規則別表第 3 の表現に合わせて広告物の種類等を「電車、自動車等の外面を利用するもの」と分類したが、当該地区内では鉄道の新線開業や延伸の予定は元々ないことから、電車の記述を削除する改正を行う。

イ 「広告塔及び広告板に類するもの」の基準の一部改正

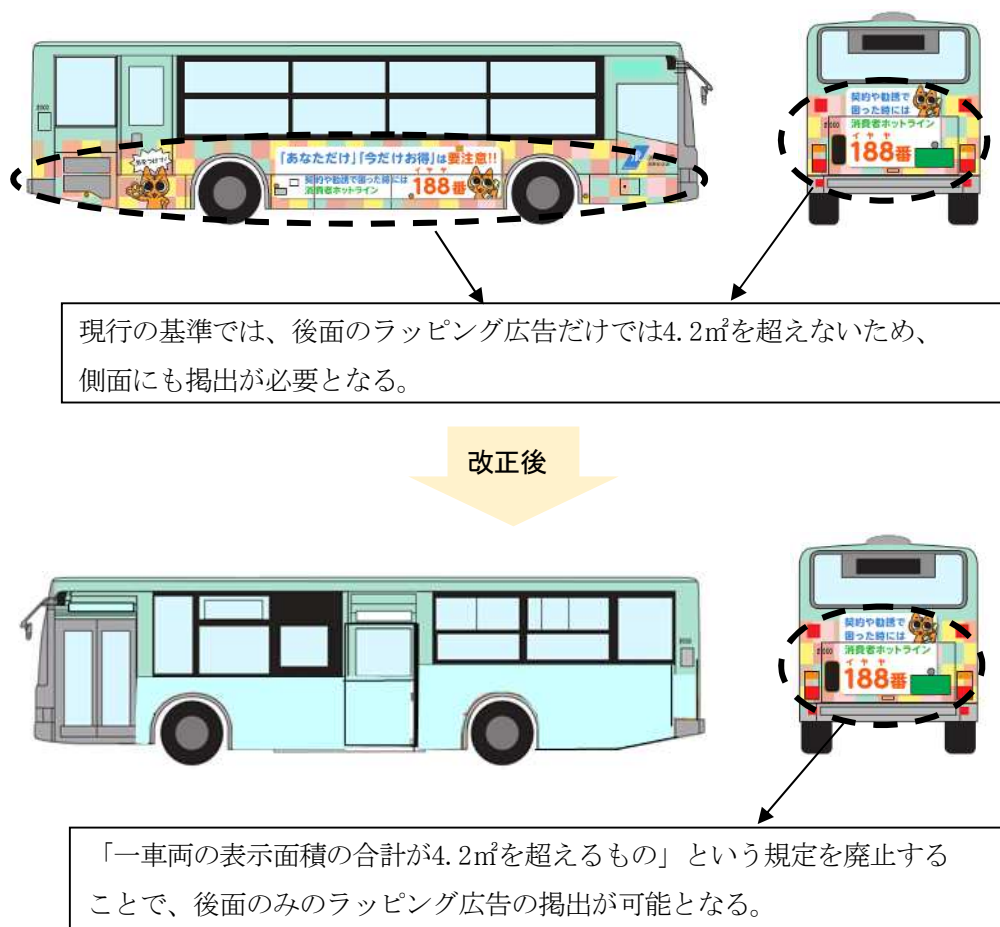
「広告塔及び広告板に類するもの」のうち、アーケードの設置基準について、「同一商店街においては、なるべく位置、形状及び規模を統一すること」と規定されているが、「なるべく」という表現があいまいであり、規則別表第3の改正の際にアーケードの位置、形状及び規模の統一に関する規定を削除したことから、当該地区の基準についても、同様の改正を行う。

(2) 大山バイパス周辺広告景観形成地区

別表「路線バスの外面を利用するもの」の基準の一部改正

従来の規則別表第3の基準では、電車・路線バスの外面を利用した広告の掲出について、「表示面積の合計が4.2㎡を超えるかどうか」でラッピングを利用した広告の掲出可否を定めていた。しかし、この基準では路線バスの後部のみでのラッピングを行う場合に、後部のみでは4.2㎡を超えないために、側面にも広告を掲出しなければならないこととなる。そこで、事業者からの要望に応じて、多様なラッピング広告の掲出に柔軟に対応できるよう「4.2㎡」という基準を廃止することにより、表示面積の合計が4.2㎡を超えない場合でも、ラッピング広告を掲出できるよう改正した。

以上の規則別表第3の改正に伴い、路線バスのラッピング広告の掲出が可能である当該地区の基準についても見直しを行うこととするが、当該地区においては従来から電車の基準は設けられていないため、路線バスの外面を利用するものの基準のみ改正を行う。



3 広告景観形成地区の基準改正手続について

手続	内容	根拠規定	スケジュール
屋外広告物条例施行規則 (別表第3)の改正	電車・バスのラッピング広告 等に関する基準の改正施行	—	令和2年4月1日
地区基本方針の変更案に 関する意見照会等	大井町長及び伊勢原市長に 意見照会	県屋外広告物条例 第40条第3項	令和2年6月
	地区基本方針(変更案)の 縦覧	県屋外広告物条例 第40条第4項	令和2年9月18日 ～10月2日
	関係住民、広告物設置者・管 理者からの意見募集	県屋外広告物条例 第40条第5項	令和2年9月18日 ～10月19日
屋外広告物審議会への 諮問・答申	審議会委員からの意見聴取	県屋外広告物条例 第44条第2・4項	令和2年11月
屋外広告物条例施行規則 (別表第4)の改正に関する 意見募集	パブリック・コメント(県民 意見反映手続)の実施	かながわ県民意見 反映手続要綱 第3条	令和2年12月 ～令和3年1月
地区基本方針の変更	施行	—	令和3年4月1日
屋外広告物条例施行規則 (別表第4)の改正	告示・周知	—	令和3年2～3月
	施行	—	令和3年4月1日

4 地区基本方針の字句修正等について

地区基本方針については、規則改正で内容の変更を伴わない字句修正等のみを行った場合は変更を行わず、内容に変更が生じる場合にまとめて改正することとしているため、今回の地区基本方針の変更では、内容の変更を伴わない文言修正や内容精査を行っている。

<関係条文>

●神奈川県屋外広告物条例

(広告景観形成地区の地区基本方針)

第40条 知事は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本方針（以下「地区基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告景観形成地区の広告物及び掲出物件に関する基本構想

(2) 景観の形成を積極的に推進するための広告物及び掲出物件に関する指針（次条において「景観形成指針」という。）

3 知事は、地区基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

4 知事は、地区基本方針を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該広告景観形成地区内の住民及び当該広告景観形成地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者のうち意見を有する者は、縦覧に供された地区基本方針の案について、当該公告の日から起算して30日以内に知事に当該意見を記載した書面を提出することができる。

(審議会への諮問)

第44条 知事は、第3条第1項第5号、第11号、第13号若しくは第14号の地域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定を設けようとするときは、神奈川県屋外広告物審議会（以下この条において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

□ 第7条第2項…広告景観形成地区の基準

2 知事は、第6条若しくは第7条の基準を定めようとするとき、又は第8条第1項の規定により適用除外をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、地区基本方針を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

●かながわ県民意見反映手続要綱

(意見募集の実施等)

第3条 実施機関は、計画等の策定（改定を含む。以下同じ。）に係る案（計画等で策定しようとする内容を示すものをいう。以下「計画等の案」という。）又は規則等の制定（改廃を含む。以下同じ。）に係る案（規則等で制定しようとする内容を示すものをいう。以下「規則等の案」という。）について、あらかじめ公表し、広く県民等の意見を求めるものとする。